平成２６年（フ）第３９５７号
大阪府八尾市東山本新町６丁目３番12―201号
債務者　川久保圭子
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９８１号
大阪府寝屋川市明徳２丁目10番16―402号、前住所大阪府枚方市伊加賀西町２番３―902号
債務者　福本　　弘
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０５２号
大阪市東淀川区淡路５丁目３番22号　モリハイム淡路302号、前住所大阪府三島郡島本町桜井３丁目11番14号
債務者　河野　浩美
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８４８号
さいたま市中央区鈴谷４丁目９番８号
債務者　半田　光一
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８８２号
埼玉県蓮田市蓮田１丁目278番地　フォーブルリザーヌ102号
債務者　山本　耕造
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２７１号
高知県香美市土佐山田町下ノ村321番地
債務者　植田　　太
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで　高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２９４号
高知県南国市大埇甲1398番地の13
債務者　小松　澄代
1　決定年月日時　平成26年10月３日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで　高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３０２号
高知市天神町３番11号　コーポ阪口203号
債務者　大勝　由賀
1　決定年月日時　平成26年10月３日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで　高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第６８号
岩手県花巻市石鳥谷町好地第16地割31番地７、旧住所岩手県八幡平市平舘第28地割70番地２　イーストハイムＣ棟202号
債務者　菅原　隆考
1　決定年月日時　平成26年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第８４２号
埼玉県加須市花崎北２丁目16番地１　Ｊ―105、旧住所埼玉県加須市下高柳1072番地６
債務者　野中なちあ（旧姓相見）
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８６７号
埼玉県朝霞市膝折町５丁目９番51号　サンプレーリーＡ201
債務者　藤本　千鶴
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８７５号
さいたま市岩槻区西原台１丁目１番25―101号　新和荘
債務者　ペレスエルビスこと　ペレス　エルビス　マナロ　ジュニア
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９１０号
埼玉県新座市新座２丁目８番11号　カーサむさしの103号室
債務者　野中　　仁
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９１１号
埼玉県新座市新座２丁目８番11号　カーサむさしの103号室
債務者　野中　里枝（旧姓矢野）
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９１３号
さいたま市見沼区大和田町２丁目1063番地19　ベルピア大和田101号
債務者　小泉　正義（旧姓岸）
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９５９号
埼玉県川口市赤井４丁目19番７号　赤井ハイツＡ202号
債務者　天内　　極
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３９１号
埼玉県八潮市大字西袋249番地１　ニュービレッジ202
債務者　富田　直美
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係